

美幌町自治基本条例（抜粋）

（基本原則）

第 4 条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

（１）町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託
します。

（２）～（４） 略

（議員の責務）

第 2 8 条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任
を果たさなければなりません。

2 ～ 3 略

（町長の責務）

第 3 3 条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に
 応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 ～ 4 略

（公益通報）

第 4 3 条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがある
 場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ
公正に行わなければなりません。

2 行政は、公益通報を行った職員に対し、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けない
 よう保障しなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。